

平成 29 年定例会
決算常任委員会 年間白書

平成 30 年 5 月

四日市市議会

目次

- | | |
|------------|-------------|
| 1. 委員会の構成 | P 1 |
| 2. 委員会開催状況 | P 2 ~ P 10 |
| 3. 委員長報告等 | P 11 ~ P 23 |

1. 委員会の構成

委員長 早川新平

副委員長 伊藤嗣也

委員 荒木美幸 石川善己 伊藤修一

太田紀子 小川政人 荻須智之

加藤清助 加納康樹 川村幸康

小林博次 竹野兼主 谷口周司

土井数馬 豊田祥司 中川雅晶

中村久雄 日置記平 樋口博己

樋口龍馬 平野貴之 藤田真信

三木隆 三平一良 村山繁生

森康哲 森川慎 諸岡覚

山口智也

2. 委員会開催状況

決算常任委員会事項書

平成29年5月16日(火)

全員協議会室

1. 委員長の互選について

2. 副委員長の互選について

3. 分科会の設置について

4. 理事会の設置について

決 算 常 任 委 員 会 事 項 書

平成29年 5 月 30日 (火)

全員協議会室

1. 理事の選任について

2. その他

決 算 常 任 委 員 会 事 項 書

平成29年 6 月 23 日 (金)

全員協議会室

1. 休会中の決算常任委員会について

(1) 候補日

- ・平成29年 8 月 23 日 (水) 議案聴取会終了後

(2) 項 目

- ・「平成28年 8 月定例会議会における決算常任委員長報告に対する対応について」

2. その他

決算常任委員会事項書

平成29年8月23日(水)

全員協議会室

1. 平成28年8月定例会議会における決算常任委員長報告に対する対応について

2. 決算事業評価について

今後の開催予定(案)

・平成29年9月11日(月)本会議終了後

決算常任委員会 審査順序

平成29年 9月25日 (月)

10:00～ 全員協議会室

1. 分科会長報告

- ①総務分科会長報告
- ②教育民生分科会長報告
- ③産業生活分科会長報告
- ④都市・環境分科会長報告

2. 分科会長報告に対する質疑

- ①総務分科会長報告に対する質疑
- ②教育民生分科会長報告に対する質疑
- ③産業生活分科会長報告に対する質疑
- ④都市・環境分科会長報告に対する質疑

3. 全体会審査で取り扱う事項の追加提案

4. 全体会審査

- (1) 指定管理者のモニタリングについて〔教育民生分科会〕

5. 討論・採決

- 議案第7号 平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
- 議案第8号 平成28年度四日市市水道事業における利益の処分及び決算認定について
- 議案第9号 平成28年度市立四日市病院事業決算認定について
- 議案第10号 平成28年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定について
- 議案第11号 平成28年度三泗鈴亀農業共済事務組合農業共済事業会計決算認定について

6. その他

- (1) 決算常任委員会理事会の開催について

日 程 : ①10月23日 (月) 13:30～

②11月14日 (火) 13:30～

項 目 : 決算事業評価カルテについて

決算常任委員会 審査順序

平成29年 9月27日（水）

10:00～ 全員協議会室

4. 全体会審査

- (2) 下水道使用料について〔追加提案〕
- (3) 人事管理について〔追加提案〕

〔全体会審査終了後、附帯決議案の提案の場を設ける〕

5. 討論・採決

- 議案第7号 平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
- 議案第8号 平成28年度四日市市水道事業における利益の処分及び決算認定について
- 議案第9号 平成28年度市立四日市病院事業決算認定について
- 議案第10号 平成28年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定について
- 議案第11号 平成28年度三泗鈴亀農業共済事務組合農業共済事業会計決算認定について

6. その他

- (1) 決算常任委員会理事会の開催について

日 程 : ①10月23日（月）13:30～
②11月14日（火）13:30～

項 目 : 決算事業評価カルテについて

決 算 常 任 委 員 会 事 項 書

平成30年 1 月 24日 (水)

全員協議会室

1. 理事の選任について

決 算 常 任 委 員 会 事 項 書

平成30年 3 月 15日 (木)

全員協議会室

1. 決算審査における議員間討議の実施について

2. その他

(1) 平成29年度決算常任委員会年間白書について

3. 委員長報告

決算常任委員会委員長報告（平成29年8月定例月議会）

決算常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

審査に当たりましては、まず総務、教育民生、産業生活、都市・環境の4分科会において、各々の所管に属する事項について詳細な審査を行いました。

続いて全体会においては、まず、各分科会における審査の経過と結果についての分科会長報告があり、それに対する質疑が行われました。

次に、全体会審査においては、教育民生分科会から全体会審査に送られた「指定管理者のモニタリングについて」に加え、全体会において追加提案のあった、「下水道使用料について」及び「人事管理について」の3項目について、重点的に審査を行いました。

それでは、全体会審査を行った各項目について順にご報告申し上げます。

1項目めの、指定管理者のモニタリングについて、教育民生分科会長からは、分科会において、指定管理者の収支状況の把握など、統一的なモニタリングのあり方について全体会において再確認すべきとの意見があり、これを諮ったところ、全会一致により、複数の分科会にかかる事項として、全体会で審査す

べきと決したとの報告がありました。

全体会において、委員からは、収支状況の確認方法が施設によって異なることについて、透明性の担保という観点からも疑問を感じるが、マニュアルとの整合性や施設ごとの確認方法の実態について、どのように把握しているのかとの質疑があり、理事者からは、収支状況の確認については、モニタリングマニュアルや実施手順書において、計画や前年同期実績との比較を行い、乖離が大きい場合には分析を行うよう定めており、いずれの施設においても、マニュアルに基づくモニタリングが適正に行われていると把握している。なお、領収書との照合といった、報告された収支状況の確認方法まではマニュアルに記載していないが、全29施設のうち、領収書などの証拠書類との検査・照合を全件あるいは抜き取りで行っているのが18施設、部門別決算書との照合を行っているのが8施設、指定管理料の精算を行う修繕費について証拠書類と照合しているのが3施設であるとの答弁がありました。

これに対して、委員からは、監査結果において「定期的な収支経理簿と証拠書類との抜き取り検査・照合、決算時における内容確認を十分行い、指定管理者への牽制や指導を行うこと」と指摘されているが、全29施設のうち18施設しか実施されておらず、対応が不十分ではないかとの意見があり、理事者からは、いずれの施設においても、経費削減効果やサービスの維持向上といった視点でのモニタリングは実施されているものの、指定

管理者への牽制といった視点でのモニタリングについては、実施状況にバラつきがあるため、今後、各施設の所管課の対応状況を正確に把握する中で、統一した取り組みを行うよう指導したいとの答弁がありました。

また、委員からは、少年自然の家に係る事業収支のうち人件費について、計画と実績に収支差がない理由を確認する質疑があり、理事者からは、当該施設の指定管理者については、全国各所で同様の指定管理業務を担っており、その統括を一つの支社で行っていることから、管理部門の経費については按分して人件費に計上されている。今回、計画値を超える人件費の支出が見られたものの、計画額との差額分の経費については、支社分の経費として処理されていることを確認したため、その経費を除外する形で実績が報告されているものであるとの答弁がありました。

これに対して、委員からは、計画と実績に収支差がないのは不自然であり、計画との乖離が大きいものと同様に、内容確認や分析を行うべきであるとの意見がありました。

また、委員からは、少年自然の家の指定管理者が会社として事業からの撤退の方針を示しており、ノウハウの蓄積等の面で懸念があるが、撤退の理由について把握しているのかとの質疑があり、理事者からは、当該施設については、指定管理者の更新が可能な施設であるため、昨年度に意向確認を行い、撤退の意思があることを確認している。撤退の理由としては、野外活

動施設の運営におけるリスクを考慮した上での方針決定とのことであり、今年度、新たな管理者を選定すべく、鋭意、準備を進めているところであるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、29ある運動施設を一括管理する指定管理業務に桜運動施設が含まれていない理由と、今後の運営方針について確認する質疑があり、理事者からは、桜運動施設については平成27年度まで直営で管理しており、現在、それぞれ別契約となっているが、いずれも平成30年度末で指定期間が終わるため、一本化していききたいとの答弁がありました。

2項目めは、下水道使用料についてであります。

本件については、全体会において委員から、今議会に、下水道使用料を値上げしようとする条例改正案が上程されており、その改正案についての的確な判断を行うためにも、昨年度の決算について精査・確認を行うべきとの提案があったことから、全体会において議論することといたしました。

まず、委員からは、下水道事業会計における資本的収支不足額ほてんの補填方法について、詳細な説明を求める質疑があり、理事者からは、昨年度における資本的収支不足額は58億2800万円であり、この不足額については、純利益を全額、企業債償還元金に充当するとともに、現金支出を伴わない減価償却費などのそんえきかんじょう損益勘定内部留保資金で補填ほてんを行っている。なお、減価償却費の決算額は79億7600万円であるが、このうち補填財源となるのほてん

は、国庫補助金などの長期前受金戻入の43億7200万円を差し引いた、約36億円となるとの答弁がありました。

また、委員からは、下水道事業会計は純利益が増加しており、業績の悪化は見受けられないが、どのような認識か。また、新南五味塚ポンプ場の下部土木築造工事において、多額の追加経費が必要となったが、汚水事業にどのような影響を与えたのかとの質疑があり、理事者からは、地方公営企業会計制度の改正に伴い、全体の純利益はふえているものの、建設投資の増加によって内部留保資金は年々減少しており、地震等の災害発生による緊急対応も考えれば、経営状況としては厳しいものであると考えている。なお、ポンプ場の建設工事に係る費用については、雨水事業となり、全額公費負担となるため、特段、汚水事業への影響はないと考えているとの答弁がありました。

これに対して、委員からは、汚水事業への影響がなくとも、公費の財源は税金であり、追加経費を発生させたという認識を強く持つべきである。また、昨年度末で17億4300万円ある内部留保資金については、確かに減少傾向にはあるものの、平成20年度から昨年度までの減少幅は約7億円であり、今後、急激に経営状況が悪化するとは思えないとの意見がありました。

また、委員からは、仮に水洗化率が100%となった場合、どれぐらいの増収が見込めるのかとの質疑があり、理事者からは、昨年度末の水洗化率は92.3%であり、仮にこれが100%となれば、約3億円の増収になると見込んでいる。現在、未接続の世帯数

は約8000世帯あるため、さらなる水洗化率の向上に向け、取り組みを進めたいとの答弁がありました。

これに対して、委員からは、平成20年度に下水道使用料を値上げした際にも、水洗化率の向上を課題として指摘しているが、いまだに約8%の方が未接続の状態にあり、年間約3億円の増収というのは金額的にも大きいことから、さらなる取り組みに努めるべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、汚水事業に係る不足額の調整は、一般会計からの繰入金で行うのかとの質疑があり、理事者からは、今回、値上げをした場合においては、繰入金の対象経費のうち、分流式下水道等に要する経費で調整することとなるとの答弁がありました。

3項目めは、人事管理についてであります。

本件については、全体会において委員から、人事管理については、職員の安全衛生の確保、勤務時間の超過、専門職の確保、及び、法令遵守などについて、業務執行上の課題があると考えられ、また、病死以外の死亡退職者も見られたことから、一度、立ち止まって検証を行うべきとの提案があったことから、全体会において議論することといたしました。

まず、委員からは、年間1000時間を超える時間外勤務の実態と、その対策について、また、時間外勤務と病気休暇の相関関係について確認する質疑があり、理事者からは、昨年、時間外

勤務適正化対策本部を立ち上げて以降、時間外勤務は減少傾向にあり、年間1000時間を超える時間外勤務についても20名から10名と、対前年度比で半減している状況にある。なお、病気休暇を取得した職員の直近の勤務状況については確認しているが、特段、時間外勤務との相関関係は認められないとの答弁がありました。

これに対して、委員からは、年間1000時間を超える時間外勤務はゼロを目指すべきであり、今年度において達成できるよう努めるべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、現在の職員数は条例定数以下となっており、病気休暇等の状況も考えれば、実際に働く職員への負担の増加も懸念される。確かに、効率的な任用を目指すことも重要ではあるが、一方で、こころの健康への配慮を重要視するのが、近年の社会的な流れであり、今後は専門的な知見も活用する中で、例えば、主要施策実績報告書にも記載があるような、効率化だけを目指す指標については、改めていく必要があるのではないかとの意見があり、理事者から、職員定数条例については、災害時の応援等を含めた、任用できる上限を定めたものであり、定数と実員に差があるのが一般的ではあるが、確かに行財政改革大綱の策定以降、いかにスリム化や効率化を目指すかという視点に重きを置いてきたという経緯はある。指摘を受けて、時代の流れや変化に合わせて、その指標を変えていく必要性を改めて感じたところであり、今後は、職員の健康増進に

も一層配慮し、職員が元気で働くことで、結果として市民サービスの向上につなげられるよう努めたいとの答弁がありました。

これに対して、委員からは、指定管理者等の人員配置に影響する委託業務を含め、適正な人員配置のあり方を総合的に勘案し、次年度予算への反映を検討すべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、昨年度における死亡退職職員の残業時間やこころの健康相談室の利用状況と、今後の対応策について確認する質疑があり、理事者からは、直近の勤務状況や職場環境についても把握の上、産業医からは、過労には当たらないとの結果を得ており、また、こころの健康相談の利用もなかったと把握している。具体的な対応策については明確なものはないものの、ストレスチェックの実施や、こころの健康相談のさらなる周知に努めたいとの答弁がありました。

これに対して、委員からは、異動後に体調を崩す職員も多いと聞いており、そうした点についても配慮すべきではないかとの意見があり、理事者から、職員の異動については、各所属長による職員へのヒアリングの結果と、各職員から人事課に提出される自己申告書をもとに判断しているが、今後は、特に自己申告書において、職員の本音を把握できるよう努めたいとの答弁がありました。

また、所属別の時間外勤務状況について、委員からは、実績が高止まりしている部署が多くあり、これを根本的に解決する

ためには、業務量の削減や増員を検討するほかないと考えるがどうかとの意見があり、理事者からは、対策本部を立ち上げて以降、まずは、突出して時間外勤務が多い職員や、その職場環境の状況等を把握する中で業務分担の見直しを行い、時間外勤務の偏りをなくすよう努めてきたところである。現在は、相対的に時間外勤務の削減を図る取り組みを並行して進めており、具体的には、午後8時にチャイムを鳴らすといった職員への意識づけを初め、人員配置の見直しや業務の効率化、また、必要に応じた委託化の検討など、今後も引き続き、さまざまな取り組みを複合的に進める中で、さらなる時間外勤務の削減に努めたいとの答弁がありました。

これに対して、委員からは、過労死等が発生すれば四日市全体の都市イメージの低下にもつながるため、民間企業の手本となるような取り組みに努めてほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、保育園の時間外勤務の実績が少なく、実態に即しているのか疑問であるが、今年度、職員アンケートを取りまとめる中で、時間外勤務や休憩が取りづらいといった意見があった場合には、議会にも報告すべきであるとの意見があり、理事者からは、そうした意見があった場合には事実関係を確認の上、報告を行いたいとの答弁がありました。

また、委員からは、看護師の職員数は平成23年度から大幅にふえており、正規職員数の主な増加要因と捉えているが、提出された資料にはそうした説明が一切なく、誤って情報が伝わっ

てしまう恐れもあることから、今後は資料の作成方法を改めるべきであるとの意見があり、理事者からは、一般事務や技師等の職種別職員数の推移は示しているものの、医師や看護師を含めた全般的な説明資料となっていなかったため、以後、気を付けたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、教育民生分科会においては、障害児支援利用計画作成に当たっての居宅訪問の未実施や、保健所職員の食品検査に係る同行訪問の減少について指摘しており、職員を削減してきたしわ寄せが市民サービスの低下につながっているのではないかと懸念している。時間外勤務を削減することも必要ではあるが、本来の業務を確実にこなすという視点も重要であり、必要に応じた人員の加配について検討すべきではないかとの意見があり、理事者からは、さまざまな状況を把握し総合的に勘案する中で、適正な人員配置について検討を行いたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、小中学校における時間外勤務の実態と、その対策について確認する質疑があり、理事者からは、教職員の時間外勤務については、県が集計し状況を把握しているが、これまでの調査結果に実態とそぐわない部分が見受けられたため、今年度から、早朝勤務を含めた在校時間の調査を行っており、結果的に時間外勤務の実績が大幅にふえると見込んでいる。そうした状況からも、教職員の負担軽減は喫緊の課題であり、現在、総合教育会議において、校務支援システムの導入

や業務アシスタントの配置、部活動における外部指導員の活用など、具体的な改善策について議論を重ねているところであるとの答弁がありました。

また、委員からは、部活動の顧問については、現在、教員が担っているが、これは任意なのかとの質疑があり、理事者からは、校長の命を受けて配置されているのが現状であるが、時間外の部活動指導に関しては、子供のために仕方なくという雰囲気も少なからずあると感じている。今後はそうした観点からも、外部指導員の活用等について積極的に検討したいとの答弁がありました。

これに対して、委員からは、教員の負担軽減の観点からも、早急に改善すべき事項であると捉えており、各教員の意思を最大限尊重できるよう、管理者側の意識改革についても積極的に進めるべきであるとの意見がありました。

また、委員からは、現在、市長は「教育するなら四日市」という方針を掲げており、市長部局としても、教員の時間外勤務の実態を積極的に把握し、対策を講じるべきではないかとの意見があり、理事者からは、総合教育会議の場には市長も出席しており、教職員の時間外勤務の実態について聴き取りを行うなど、そうした問題意識を共有しながら議論が進められている。現在、教職員の負担軽減については、校務支援システムの導入など、具体的な手法について議論が行われているところであり、市長部局としても、教職員の負担軽減を初め、子供たちがより

質の高い教育を受けられるよう、必要な予算措置も含め検討を重ねたいとの答弁がありました。

全体会審査を行った事項についての報告は以上であります。

以上の経過により、当委員会に付託されました、議案第7号 平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、議案第8号 平成28年度四日市市水道事業における利益の処分及び決算認定について、議案第9号 平成28年度市立四日市病院事業決算認定について、議案第10号 平成28年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定について、議案第11号 平成28年度三泗鈴亀農業共済事務組合農業共済事業会計決算認定についての5議案につきましては、いずれも別段異議なく、認定すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、決算常任委員会の審査報告といたします。